

○参照条文

【目次】

1. 理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）（抄）	2
2. 理容師法施行規則（平成 10 年厚生省令第 4 号）（抄）	3
3. 理容師養成施設指定規則（平成 10 年厚生省令第 5 号）（抄）	4
4. 理容師養成施設の教科課程の基準 （平成 20 年 2 月 29 日厚生労働省告示第 45 号）	7
5. 理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準 （平成 20 年 2 月 29 日厚生労働省告示第 42 号）	10
6. 美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）（抄）	13
7. 美容師法施行規則（平成 10 年厚生省令第 7 号）（抄）	14
8. 美容師養成施設指定規則（平成 10 年厚生省令第 8 号）（抄）	15
9. 美容師養成施設の教科課程の基準 （平成 20 年 2 月 29 日厚生労働省告示第 50 号）	17
10. 美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準 （平成 20 年 2 月 29 日厚生労働省告示第 47 号）	20
11. 専修学校設置基準（昭和 51 年文部省令第 2 号）	23
12. 専修学校設置基準第 12 条第 1 項の規定に基づき、 専修学校が履修させることができる授業について定める件 （平成 18 年文部科学省告示第 24 号）	25
13. 厚生労働省設置法（抄）	26
14. 厚生科学審議会令	27
15. 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会所掌事務	31
16. 厚生科学審議会運営規程	32
17. 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会運営細則	34
18. 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師美容師専門委員会 運営要綱	36

理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）（抄）

第一条 この法律は、理容師の資格を定めるとともに、理容の業務が適正に行われるように規律し、もつて公衆衛生の向上に資することを目的とする。

第一条の二 この法律で理容とは、頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えることをいう。

② この法律で理容師とは、理容を業とする者をいう。

③ この法律で、理容所とは、理容の業を行うために設けられた施設をいう。

第二条 理容師試験に合格した者は、厚生労働大臣の免許を受けて理容師になることができる。

第三条 理容師試験は、理容師として必要な知識及び技能について行う。

② 理容師試験は、厚生労働大臣が行う。

③ 理容師試験は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条に規定する者であつて、都道府県知事の指定した理容師養成施設において厚生労働省令で定める期間以上理容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ受けることができない。

④ 前三項に定めるもののほか、理容師試験及び理容師養成施設に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

理容師法施行規則（平成 10 年厚生省令第 4 号）（抄）

（法第三条第三項の厚生労働省令で定める期間）

第十一条 法第三条第三項の厚生労働省令で定める期間は、理容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第五号）第二条第一項に規定する昼間課程又は夜間課程において知識及び技能を修得する者にあつては二年、同項に規定する通信課程において知識及び技能を修得する者にあつては三年とする。ただし、美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第四条第三項に規定する指定を受けた美容師養成施設において美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号）第十一条前段に規定する期間以上美容師になるのに必要な知識及び技能を修得している者については、昼間課程又は夜間課程において知識及び技能を修得するものにあつては一年、通信課程において知識及び技能を修得するものにあつては一年六月とする。

（試験の課目）

第十二条 理容師試験を分けて筆記試験及び実技試験とし、その課目は、それぞれ次のとおりとする。

筆記試験

関係法規・制度

衛生管理

保健

香粧品化学

文化論

理容技術理論

運営管理

実技試験

理容実技

（試験の免除）

第十三条 筆記試験又は実技試験に合格した者については、その申請により、筆記試験又は実技試験に合格した理容師試験に引き続いて行われる次回の理容師試験に限り、その合格した試験を免除する。

2 美容師法第三条の規定により美容師の免許を受けた者については、その申請により、理容技術理論を除く筆記試験を免除する。

理容師養成施設指定規則（平成 10 年厚生省令第 5 号）（抄）

（養成課程）

第二条 法第三条第三項に規定する理容師養成施設における養成課程は、昼間課程、夜間課程及び通信課程とする。

- 2 昼間課程と夜間課程とは、併せて設けることができる。
- 3 通信課程は、昼間課程若しくは夜間課程を設ける理容師養成施設又はこれらを併せて設ける理容師養成施設に限って、これを設けることができる。
- 4 昼間課程、夜間課程又は通信課程には、昼間課程又は夜間課程に美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第四条第三項に規定する指定を受けた美容師養成施設において美容師になるのに必要な知識及び技能を修得していない者を対象とする教科課程を設けている場合に限って、当該美容師養成施設において美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号）第十一条前段に規定する期間以上美容師になるのに必要な知識及び技能を修得している者を対象とする教科課程（以下「美容修得者課程」という。）を設けることができる。

（養成施設指定の基準）

第四条 法第三条第三項に規定する理容師養成施設の指定の基準は、次のとおりとする。

一 昼間課程に係る基準

- イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条に規定する者であることを入所資格とするものであること。
- ロ 修業期間は、二年以上であること。ただし、美容修得者課程の修業期間は、一年以上であること。
- ハ 教科課目及び単位数は、別表第一（美容修得者課程については別表第一の二）に定めるとおりであること。
- ニ 理容実習のモデルとなる者の選定等について適当と認められるものであること。

ホ～タ （略）

二 夜間課程に係る基準

- イ 前号（へを除く。）に該当するものであること。
- ロ （略）

三 通信課程に係る基準

- イ 第一号のイ、ハ（単位数に係る基準を除く。）、二、ト、リ、ヨ及びタに該当するものであること。
- ロ 修業期間は、三年以上であること。ただし、美容修得者課程の修業期間

は、一年六月以上であること。

ハ (略)

ニ 定員は、当該養成施設における昼間課程又は夜間課程の定員（昼間課程と夜間課程とを併せて設ける理容師養成施設にあっては、そのいずれか多数の定員）のおおむね一・五倍以内であること。

ホ 通信課程における授業は、通信授業及び面接授業とし、その方法等は、厚生労働大臣が別に定める基準によること。

2 (略)

(同時授業に関する特例)

第四条の二 理容師養成施設は、入所者の数（第三条第一項第八号に規定する入所の時期における入所者の数をいう。）が前年又は前々年のいずれか一方の年において十五人未満であり、かつ、他方の年において二十人未満である養成課程において、次の各号に掲げる教科課目については、当該各号に掲げる美容師養成施設の教科課目と同時授業（設立者を同じくする理容師養成施設及び美容師養成施設において、養成課程の別を同じくする当該理容師養成施設の生徒及び当該美容師養成施設の生徒が、いずれの施設にも勤務する教員から、同時に授業を受けることをいう。以下同じ。）を行うことができる。

一 理容師養成施設の関係法規・制度 美容師養成施設の関係法規・制度

二 理容師養成施設の衛生管理 美容師養成施設の衛生管理

三 理容師養成施設の保健 美容師養成施設の保健

四 理容師養成施設の香粧品化学 美容師養成施設の香粧品化学

五 理容師養成施設の文化論 美容師養成施設の文化論

六 理容師養成施設の運営管理 美容師養成施設の運営管理

七 理容師養成施設の選択課目 美容師養成施設を選択課目（同時授業を行うことが可能な課目に限る。）

2 (略)

(教科課程の基準)

第五条 法第三条第三項に規定する指定を受けた理容師養成施設（以下「指定養成施設」という。）の教科課程は、教科課程の基準として厚生労働大臣が別に定めるところによらなければならない。

別表第1

課目		単位数
必修	関係法規・制度	一単位以上
	衛生管理	三単位以上

課 目	保健	三単位以上
	香粧品化学	二単位以上
	文化論	二単位以上
	理容技術理論	五単位以上
	運営管理	一単位以上
	理容実習	三十単位以上
小計		四十七単位以上
選択課目		二十単位以上
合計		六十七単位以上

別表第一の二

課目		単位数
必修 課目	理容技術理論	四単位以上
	理容実習	二十三単位以上
小計		二十七単位以上
選択課目		七十単位以上
合計		三十四単位以上

理容師養成施設の教科課程の基準 (平成 20 年 2 月 29 日厚生労働省告示第 45 号)

理容師養成施設指定規則(平成十年厚生省令第五号)第五条の規定に基づき、理容師養成施設の教科課程の基準を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

理容師養成施設の教科課程の基準

第一 教科課程の編成

- 一 理容師養成施設における教科課程は、消費者の理容業に対する需要、科学技術の進歩、生徒の生活環境、地域の実態等を勘案しつつ、理容技術の専門家であるとともに、地域の保健衛生の担い手でもある理容師の養成にふさわしい内容にしなければならない。

二 必修課目

1 単位数

- (1) 理容師養成施設においては、必修課目について、それぞれの教科課目ごとに、理容師養成施設指定規則(平成十年厚生省令第五号)別表第一又は別表第一の二に定められている単位数に則り、当該養成施設が設定する教育計画及び教育目標に基づき、適切な単位数を定めるものとする。
- (2) 単位により行うことが困難な理容師養成施設にあつては、それぞれの教科課目ごとに第一表(理容師養成施設指定規則第二条第四項に規定する美容修得者課程(以下「美容修得者課程」という。))については第二表)のとおり定められている授業時間数に則り、単位に代えて適切な時間数を定めるものとする。

第 1 表

関係法規・制度	30 時間以上
衛生管理	90 時間以上
保健	90 時間以上
香粧品化学	60 時間以上
文化論	60 時間以上
理容技術理論	150 時間以上
運営管理	30 時間以上
理容実習	900 時間以上
計	1410 時間以上

第2表

理容技術理論	120 時間以上
理容実習	690 時間以上
計	810 時間以上

- (3) 通信課程については、理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準(平成二十年厚生労働省告示第四十二号。以下「通信課程の授業方法等の基準」という。)に定めるところによるものとする。
- 2 美容師養成施設の美容師養成施設指定規則(平成十年厚生省令第八号)第一条の二に規定する理容修得者課程(以下「理容修得者課程」という。)以外の教科課程において履修している者が理容師養成施設の美容修得者課程以外の教科課程において履修しようとする場合であって、本人から必修課目の履修の免除の申出があったときは、当該美容師養成施設において履修すべき美容師養成施設指定規則別表第一に掲げる全ての必修課目及び全ての選択課目の修了(美容師養成施設の教科課程の基準(平成二十年厚生労働省告示第五十号)第一の三 4(2)の規定の適用による履修を含む。)を条件として理容技術理論及び理容実習を除く必修課目の履修を免除するものとする。この場合においては、理容技術理論及び理容実習の各教科課目を美容修得者課程の教科課目とみなして、1(1)及び(2)の規定を適用する。

三 選択課目

- 1 選択課目については、日本語又は芸術などの一般教養課目及びエステティック技術又は理容カウンセリングなどの専門教育課目を一般教養と専門教育のバランスに配慮しつつ、各理容師養成施設が設定するものとする。
- 2 選択課目の内容は、理容師に必要な幅広い教養を身につけることによって、人間性豊かな人格の形成を目指すとともに、保健衛生に携わる専門的技術者としての自覚をかん養するものでなければならない。
- 3 単位数
- (1) 理容師養成施設においては、選択課目の各教科課目について、その内容等に応じて適切な単位数を定めるものとする。この場合、一般教養に係る教科課目の単位数は、一課目につき一単位以上、専門教育に係る教科課目の単位数は、一課目につき二単位以上とし、選択課目の総単位数は、二十単位以上とする(美容修得者課程の選択課目の総単位数は、七単位以上とする。))。
- (2) 単位により行うことが困難な理容師養成施設にあっては、一般教養に係る教科課目の授業時間数は、一課目につき三十時間以上、専門教育に係る教科課目の授業時間数は、一課目につき六十時間以上

とし、選択課目の総授業時間数は、六百時間以上とする(美容修得者課程の選択課目の総授業時間数は、二百十時間以上とする。)

- (3) 通信課程については、通信課程の授業方法等の基準の定めるところによるものとする。

4 免除等

- (1) 理容師養成施設においては、美容師養成施設の理容修得者課程以外の教科課程において履修している者が当該理容師養成施設の美容修得者課程以外の教科課程において履修しようとする場合であって、本人から選択課目の履修の免除の申出があったときは、当該美容師養成施設において履修すべき美容師養成施設指定規則別表第一に掲げる全ての必修課目及び全ての選択課目の修了(美容師養成施設の教科課程の基準第一の三 4(2)の規定の適用による履修を含む。)を条件として、選択課目の総単位数を七単位(単位により行うことが困難な理容師養成施設にあつては、総授業時間数を二百十時間)以上とする。
- (2) 理容師養成施設においては、生徒が当該理容師養成施設に入所する前に行った理容師養成施設又は美容師養成施設の選択課目若しくは専修学校における授業課目の履修(美容修得者課程において履修している生徒及び(1)の規定が適用される生徒が美容師養成施設において行った選択課目の履修を除く。)、大学、短期大学若しくは高等専門学校課程における学修又は大学、短期大学若しくは高等専門学校の専攻科における学修のうち、理容師養成施設が相当と認めるものについて、当該養成施設の卒業に必要な選択課目の総単位数(単位により行うことが困難な理容師養成施設にあつては、総授業時間数)の二分の一を超えない範囲で、当該養成施設における選択課目の履修とみなすことができる。

第二 卒業の認定

理容師養成施設においては、生徒が当該養成施設の定める教育計画に従って所定の教科課目及び所定の単位数(単位により行うことが困難な理容師養成施設にあつては、授業時間数)を履修し、その成果が教科課目の教育目標からみて満足できると認められる場合には、卒業を認定しなければならない。

理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準 (平成 20 年 2 月 29 日厚生労働省告示第 42 号)

理容師養成施設指定規則(平成十年厚生省令第五号)第四条第一項第三号ホの規定に基づき、理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準

第一 総則

- 一 理容師養成施設の通信課程における授業は、教材を送付又は指定し、主としてこれにより学習させる授業(以下「通信授業」という。)及び理容師養成施設の校舎における講義、演習、実験又は実技による授業(以下「面接授業」という。)の併用により行うものとする。
- 二 通信授業の実施に当たっては、添削等による指導(以下「添削指導」という。)を併せ行うものとする。
- 三 理容師養成施設においては、通信授業及び添削指導並びに面接授業について相互の連携を図り、全体として調和がとれ、発展的、系統的に指導できるよう、通信課程に係る具体的な教育計画を策定し、これに基づき、定期試験等を含め、年間を通じて適切に授業を行うものとする。

第二 通信授業

- 一 通信授業における添削指導の回数は、第一表(理容師養成施設指定規則(平成十年厚生省令第五号)第二条第四項に規定する美容修得者課程(以下「美容修得者課程」という。))については第二表)の上欄に掲げる必修課目の区分ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる添削指導の回数を満たすよう定めるものとする。なお、選択課目については、進度に応じて適当な回数を定めるものとする。

第 1 表

必修課目	添削指導の回数
関係法規・制度	3 回以上
衛生管理	4 回以上
保健	3 回以上
香粧品化学	2 回以上
文化論	2 回以上
理容技術理論	8 回以上

運営管理	3 回以上
理容実習	6 回以上

第 2 表

必修課目	添削指導の回数
理容技術理論	8 回以上
理容実習	6 回以上

- 二 理容師養成施設においては、添削指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けるものとする。

第三 面接授業

- 一 面接授業は、通信授業及び添削指導との関連を考慮して行うものとする。

二 単位数

- 1 面接授業の単位数は、第一表（美容修得者課程については第二表）の上欄に掲げる教科課目の区分ごとにそれぞれ第一表の中欄又は第二表の下欄に掲げる単位数を満たすよう定めるものとする。ただし、理容所に常勤で従事している者である生徒に対する美容修得者課程以外の教科課程における面接授業の単位数については、第一表の上欄に掲げる教科課目の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる単位数を満たせば足りるものとする。

第 1 表

必修課目	118 単位以上	59 単位以上
関係法規・制度	2 単位以上	2 単位以上
衛生管理	6 単位以上	6 単位以上
保健	5 単位以上	5 単位以上
香粧品化学	6 単位以上	6 単位以上
文化論	2 単位以上	2 単位以上
理容技術理論	5 単位以上	2 単位以上
運営管理	2 単位以上	1 単位以上
理容実習	90 単位以上	35 単位以上
選択課目（実習を伴う各課目）	2 単位以上	1 単位以上
計	120 単位以上	60 単位以上

第 2 表

必修課目	47 単位以上
理容技術理論	2 単位以上
理容実習	45 単位以上

選択課目（実習を伴う各課目）	1 単位以上
計	48 単位以上

- 2 単位数の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を考慮して、五時間以上を基準として理容師養成施設が定める授業時間をもって一単位とする。
- 3 単位により行うことが困難な理容師養成施設にあっては、第一表（美容修得者課程については第二表）の上欄に掲げる教科課目の区分ごとにそれぞれ第一表の中欄又は第二表の下欄に掲げる時間数を満たすよう適切な時間数を定めるものとする。ただし、理容所に常勤で従事している者である生徒に対する美容修得者課程以外の教科課程における面接授業の時間数については、第一表の上欄に掲げる教科課目の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる時間数を満たせば足りるものとする。

第 1 表

必修課目	590 時間以上	295 時間以上
関係法規・制度	10 時間以上	10 時間以上
衛生管理	30 時間以上	30 時間以上
保健	25 時間以上	25 時間以上
香粧品化学	30 時間以上	30 時間以上
文化論	10 時間以上	10 時間以上
理容技術理論	25 時間以上	10 時間以上
運営管理	10 時間以上	5 時間以上
理容実習	450 時間以上	175 時間以上
選択課目（実習を伴う各課目）	10 時間以上	5 時間以上
計	600 時間以上	300 時間以上

第 2 表

必修課目	235 時間以上
理容技術理論	10 時間以上
理容実習	225 時間以上
選択課目（実習を伴う各課目）	5 時間以上
計	240 時間以上

- 三 面接授業の一日の授業時間数は、七時間以内とする。
- 四 同時に授業を行う一学級の生徒数は、四十人以下とする。ただし、理容師養成施設指定規則第四条の二第一項に規定する同時授業を行う場合において、教育上支障のないときは、この限りでない。

美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、美容師の資格を定めるとともに、美容の業務が適正に行われるように規律し、もつて公衆衛生の向上に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「美容」とは、パーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることをいう。

2 この法律で「美容師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて美容を業とする者をいう。

3 この法律で「美容所」とは、美容の業を行うために設けられた施設をいう。

（免許）

第三条 美容師試験に合格した者は、厚生労働大臣の免許を受けて美容師になることができる。

2 美容師の免許は、次のいずれかに該当する者には、与えないことがある。

一 心身の障害により美容師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

二 第六条の規定に違反した者

三 第十条第三項の規定による免許の取消処分を受けた者

（美容師試験）

第四条 美容師試験は、美容師として必要な知識及び技能について行う。

2 美容師試験は、厚生労働大臣が行う。

3 美容師試験は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条に規定する者であつて、都道府県知事の指定した美容師養成施設において厚生労働省令で定める期間以上美容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ受けることができない。

4 美容師養成施設は、次の各号に掲げる養成課程の全部又は一部を設けるものとする。ただし、通信課程は、昼間課程又は夜間課程を設ける美容師養成施設に限つて、設けることができる。

一 昼間課程

二 夜間課程

三 通信課程

5 前各項に定めるもののほか、美容師試験、美容師養成施設その他前各項の規定の施行に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

美容師法施行規則（平成 10 年厚生省令第 7 号）（抄）

（法第四条第三項の厚生労働省令で定める期間）

第十一条 法第四条第三項の厚生労働省令で定める期間は、同条第四項第一号又は第二号に規定する昼間課程又は夜間課程において知識及び技能を修得する者にあつては二年、同項第三号に規定する通信課程において知識及び技能を修得する者にあつては三年とする。ただし、理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第三条第三項に規定する指定を受けた理容師養成施設において理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号）第十一条前段に規定する期間以上理容師になるのに必要な知識及び技能を修得している者については、昼間課程又は夜間課程において知識及び技能を修得するものにあつては一年、通信課程において知識及び技能を修得するものにあつては一年六月とする。

（試験の課目）

第十二条 美容師試験を分けて筆記試験及び実技試験とし、その課目は、それぞれ次のとおりとする。

筆記試験

関係法規・制度

衛生管理

保健

香粧品化学

文化論

美容技術理論

運営管理

実技試験

美容実技

（試験の免除）

第十三条 筆記試験又は実技試験に合格した者については、その申請により、筆記試験又は実技試験に合格した美容師試験に引き続いて行われる次回の美容師試験に限り、その合格した試験を免除する。

2 理容師法第二条の規定により理容師の免許を受けた者については、その申請により、美容技術理論を除く筆記試験を免除する。

美容師養成施設指定規則（平成 10 年厚生省令第 8 号）（抄）

（理容修得者課程）

第一条の二 法第四条第四項に規定する昼間課程、夜間課程又は通信課程には、昼間課程又は夜間課程に理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第三条第三項に規定する指定を受けた理容師養成施設において理容師になるのに必要な知識及び技能を修得していない者を対象とする教科課程を設けている場合に限って、当該理容師養成施設において理容師法施行規則（平成十年厚生省令第 4 号）第十一条前段に規定する期間以上理容師になるのに必要な知識及び技能を修得している者を対象とする教科課程（以下「理容修得者課程」という。）を設けることができる。

（養成施設指定の基準）

第三条 法第四条第三項に規定する美容師養成施設の指定の基準は、次のとおりとする。

一 昼間課程に係る基準

- イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条に規定する者であることを入所資格とするものであること。
- ロ 修業期間は、二年以上であること。ただし、理容修得者課程の修業期間は、一年以上であること。
- ハ 教科課目及び単位数は、別表第一（理容修得者課程については別表第一の二）に定めるとおりであること。
- ニ 美容実習のモデルとなる者の選定等について適当と認められるものであること。

ホ～タ （略）

二 夜間課程に係る基準

- イ 前号（へを除く。）に該当するものであること。
- ロ （略）

三 通信課程に係る基準

- イ 第一号のイ、ハ（単位数に係る基準を除く。）、二、ト、リ、ヨ及びタに該当するものであること。
- ロ 修業期間は、三年以上であること。ただし、理容修得者課程の修業期間は、一年六月以上であること。
- ハ （略）
- ニ 定員は、当該養成施設における昼間課程又は夜間課程の定員（昼間課程と夜間課程とを併せて設ける美容師養成施設にあつては、そのいずれか多

数の定員)のおおむね一・五倍以内であること。

ホ 通信課程における授業は、通信授業及び面接授業とし、その方法等は、厚生労働大臣が別に定める基準によること。

2 (略)

(教科課程の基準)

第四条 法第四条第三項に規定する指定を受けた美容師養成施設(以下「指定養成施設」という。)の教科課程は、教科課程の基準として厚生労働大臣が別に定めるところによらなければならない。

別表第1

課目		単位数
必修 課目	関係法規・制度	一単位以上
	衛生管理	三単位以上
	保健	三単位以上
	香粧品化学	二単位以上
	文化論	二単位以上
	美容技術理論	五単位以上
	運営管理	一単位以上
	美容実習	三十単位以上
小計		四十七単位以上
選択課目		二十単位以上
合計		六十七単位以上

別表第一の二

課目		単位数
必修 課目	美容技術理論	四単位以上
	美容実習	二十三単位以上
小計		二十七単位以上
選択課目		七十単位以上
合計		三十四単位以上

美容師養成施設の教科課程の基準 (平成 20 年 2 月 29 日厚生労働省告示第 50 号)

美容師養成施設指定規則(平成十年厚生省令第八号)第四条の規定に基づき、美容師養成施設の教科課程の基準を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

美容師養成施設の教科課程の基準

第一 教科課程の編成

- 一 美容師養成施設における教科課程は、消費者の美容業に対する需要、科学技術の進歩、生徒の生活環境、地域の実態等を勘案しつつ、美容技術の専門家であるとともに、地域の保健衛生の担い手でもある美容師の養成にふさわしい内容にしなければならない。

二 必修課目

1 単位数

- (1) 美容師養成施設においては、必修課目について、それぞれの教科課目ごとに、美容師養成施設指定規則(平成十年厚生省令第八号)別表第一又は別表第一の二に定められている単位数に則り、当該養成施設が設定する教育計画及び教育目標に基づき、適切な単位数を定めるものとする。
- (2) 単位により行うことが困難な美容師養成施設にあっては、それぞれの教科課目ごとに第一表(美容師養成施設指定規則第一条の二に規定する理容修得者課程(以下「理容修得者課程」という。))については第二表)のとおり定められている授業時間数に則り、単位に代えて適切な時間数を定めるものとする。

第 1 表

関係法規・制度	30 時間以上
衛生管理	90 時間以上
保健	90 時間以上
香粧品化学	60 時間以上
文化論	60 時間以上
美容技術理論	150 時間以上
運営管理	30 時間以上
美容実習	900 時間以上
計	1410 時間以上

第2表

美容技術理論	120 時間以上
美容実習	690 時間以上
計	810 時間以上

- (3) 通信課程については、美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準(平成二十年厚生労働省告示第四十七号。以下「通信課程の授業方法等の基準」という。)に定めるところによるものとする。
- 2 理容師養成施設の理容師養成施設指定規則(平成十年厚生省令第五号)第二条第四項に規定する美容修得者課程(以下「美容修得者課程」という。)以外の教科課程において履修している者が美容師養成施設の理容修得者課程以外の教科課程において履修しようとする場合であって、本人から必修課目の履修の免除の申出があったときは、当該理容師養成施設において履修すべき理容師養成施設指定規則別表第一に掲げる全ての必修課目及び全ての選択課目の修了(理容師養成施設の教科課程の基準(平成二十年厚生労働省告示第四十五号)第一の三 4(2)の規定の適用による履修を含む。)を条件として美容技術理論及び美容実習を除く必修課目の履修を免除するものとする。この場合においては、美容技術理論及び美容実習の各教科課目を理容修得者課程の教科課目とみなして、1(1)及び(2)の規定を適用する。

三 選択課目

- 1 選択課目については、日本語又は芸術などの一般教養課目及びエステティック技術又は美容カウンセリングなどの専門教育課目を一般教養と専門教育のバランスに配慮しつつ、各美容師養成施設が設定するものとする。
- 2 選択課目の内容は、美容師に必要な幅広い教養を身につけることによって、人間性豊かな人格の形成を目指すとともに、保健衛生に携わる専門的技術者としての自覚をかん養するものでなければならない。
- 3 単位数
- (1) 美容師養成施設においては、選択課目の各教科課目について、その内容等に応じて適切な単位数を定めるものとする。この場合、一般教養に係る教科課目の単位数は、一課目につき一単位以上、専門教育に係る教科課目の単位数は、一課目につき二単位以上とし、選択課目の総単位数は、二十単位以上とする(理容修得者課程の選択課目の総単位数は、七単位以上とする。))。
- (2) 単位により行うことが困難な美容師養成施設にあつては、一般教養に係る教科課目の授業時間数は、一課目につき三十時間以上、専門教育に係る教科課目の授業時間数は、一課目につき六十時間以上と

し、選択課目の総授業時間数は、六百時間以上とする。

- (3) 通信課程については、通信課程の授業方法等の基準の定めるところによるものとする(理容修得者課程の選択課目の総授業時間数は、二百十時間以上とする。)。

4 免除等

- (1) 美容師養成施設においては、理容師養成施設の美容修得者課程以外の教科課程において履修している者が当該美容師養成施設の理容修得者課程以外の教科課程において履修しようとする場合であって、本人から選択課目の履修の免除の申出があったときは、当該理容師養成施設において履修すべき理容師養成施設指定規則別表第一に掲げる全ての必修課目及び全ての選択課目の修了(理容師養成施設の教科課程の基準第一の三 4(2)の規定の適用による履修を含む。)を条件として、選択課目の総単位数を七単位(単位により行うことが困難な美容師養成施設にあつては、総授業時間数を二百十時間)以上とする。
- (2) 美容師養成施設においては、生徒が当該美容師養成施設に入所する前に行った理容師養成施設又は美容師養成施設の選択課目若しくは専修学校における授業課目の履修(理容修得者課程において履修している生徒及び(1)の規定が適用される生徒が理容師養成施設において行った選択課目の履修を除く。)、大学、短期大学若しくは高等専門学校課程における学修又は大学、短期大学若しくは高等専門学校の専攻科における学修のうち、美容師養成施設が適当と認めるものについて、当該養成施設の卒業に必要な選択課目の総単位数(単位により行うことが困難な美容師養成施設にあつては、総授業時間数)の二分の一を超えない範囲で、当該養成施設における選択課目の履修とみなすことができる。

第二 卒業の認定

美容師養成施設においては、生徒が当該養成施設の定める教育計画に従って所定の教科課目及び所定の単位数(単位により行うことが困難な美容師養成施設にあつては、授業時間数)を履修し、その成果が教科課目の教育目標からみて満足できると認められる場合には、卒業を認定しなければならない。

美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準 (平成 20 年 2 月 29 日厚生労働省告示第 47 号)

美容師養成施設指定規則(平成十年厚生省令第八号)第三条第一項第三号ホの規定に基づき、美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準

第一 総則

- 一 美容師養成施設の通信課程における授業は、教材を送付又は指定し、主としてこれにより学習させる授業(以下「通信授業」という。)及び美容師養成施設の校舎における講義、演習、実験又は実技による授業(以下「面接授業」という。)の併用により行うものとする。
- 二 通信授業の実施に当たっては、添削等による指導(以下「添削指導」という。)を併せ行うものとする。
- 三 美容師養成施設においては、通信授業及び添削指導並びに面接授業について相互の連携を図り、全体として調和がとれ、発展的、系統的に指導できるよう、通信課程に係る具体的な教育計画を策定し、これに基づき、定期試験等を含め、年間を通じて適切に授業を行うものとする。

第二 通信授業

- 一 通信授業における添削指導の回数は、第一表(美容師養成施設指定規則(平成十年厚生省令第八号)第一条の二に規定する理容修得者課程(以下「理容修得者課程」という。))については第二表)の上欄に掲げる必修課目の区分ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる添削指導の回数を満たすよう定めるものとする。なお、選択課目については、進度に応じて適当な回数を定めるものとする。

第 1 表

必修課目	添削指導の回数
関係法規・制度	3 回以上
衛生管理	4 回以上
保健	3 回以上
香粧品化学	2 回以上
文化論	2 回以上
美容技術理論	8 回以上

運営管理	3 回以上
美容実習	6 回以上

第 2 表

必修課目	添削指導の回数
美容技術理論	8 回以上
美容実習	6 回以上

- 二 美容師養成施設においては、添削指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けるものとする。

第三 面接授業

- 一 面接授業は、通信授業及び添削指導との関連を考慮して行うものとする。

二 単位数

- 1 面接授業の単位数は、第一表（理容修得者課程については第二表）の上欄に掲げる教科課目の区分ごとにそれぞれ第一表の中欄又は第二表の下欄に掲げる単位数を満たすよう定めるものとする。ただし、美容所に常勤で従事している者である生徒に対する理容修得者課程以外の教科課程における面接授業の単位数については、第一表の上欄に掲げる教科課目の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる単位数を満たせば足りるものとする。

第 1 表

必修課目	118 単位以上	59 単位以上
関係法規・制度	2 単位以上	2 単位以上
衛生管理	6 単位以上	6 単位以上
保健	5 単位以上	5 単位以上
香粧品化学	6 単位以上	6 単位以上
文化論	2 単位以上	2 単位以上
美容技術理論	5 単位以上	2 単位以上
運営管理	2 単位以上	1 単位以上
美容実習	90 単位以上	35 単位以上
選択課目（実習を伴う各課目）	2 単位以上	1 単位以上
計	120 単位以上	60 単位以上

第 2 表

必修課目	47 単位以上
美容技術理論	2 単位以上
美容実習	45 単位以上

選択課目（実習を伴う各課目）	1 単位以上
計	48 単位以上

2 単位数の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を考慮して、五時間以上を基準として美容師養成施設が定める授業時間をもって一単位とする。

3 単位により行うことが困難な美容師養成施設にあっては、第一表（理容修得者課程については第二表）の上欄に掲げる教科課目の区分ごとにそれぞれ第一表の中欄又は第二表の下欄に掲げる時間数を満たすよう適切な時間数を定めるものとする。ただし、美容所に常勤で従事している者である生徒に対する理容修得者課程以外の教科課程における面接授業の時間数については、第一表の上欄に掲げる教科課目の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる時間数を満たせば足りるものとする。

第 1 表

必修課目	590 時間以上	295 時間以上
関係法規・制度	10 時間以上	10 時間以上
衛生管理	30 時間以上	30 時間以上
保健	25 時間以上	25 時間以上
香粧品化学	30 時間以上	30 時間以上
文化論	10 時間以上	10 時間以上
美容技術理論	25 時間以上	10 時間以上
運営管理	10 時間以上	5 時間以上
美容実習	450 時間以上	175 時間以上
選択課目（実習を伴う各課目）	10 時間以上	5 時間以上
計	600 時間以上	300 時間以上

第 2 表

必修課目	235 時間以上
美容技術理論	10 時間以上
美容実習	225 時間以上
選択課目（実習を伴う各課目）	5 時間以上
計	240 時間以上

三 面接授業の一日の授業時間数は、七時間以内とする。

四 同時に授業を行う一学級の生徒数は、四十人以下とする。ただし、理容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第五号）第四条の二第一項に規定する同時授業を行う場合において、教育上支障のないときは、この限りでない。

専修学校設置基準(昭和 51 年文部省令第2号)(抄)

(単位時間)

第九条 専修学校の授業における一単位時間は、五十分とすることを標準とする。

(授業の方法)

第十三条 専修学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項の授業の方法による授業科目の履修は、専修学校の全課程の修了に必要な総授業時数のうち四分の三を超えないものとする。

(昼間学科及び夜間等学科における全課程の修了要件)

第十七条 昼間学科における全課程の修了の要件は、八百単位時間に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の授業科目を履修することとする。

2 夜間等学科における全課程の修了の要件は、四百五十単位時間に修業年限の年数を乗じて得た授業時数(当該授業時数が八百単位時間を下回る場合にあっては、八百単位時間)以上の授業科目を履修することとする。

(通信制の学科の授業時数)

第二十九条 通信制の学科における対面により行う実習、実技、実験、演習又は講義の授業(以下「対面授業」という。)の授業時数は、一年間にわたり百二十単位時間以上とする。

(通信制の学科における授業の方法等)

第三十条 通信制の学科における授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、又はその内容をインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供し、主としてこれらにより学修させる授業(以下「印刷教材等による授業」という。)と対面授業との併用により行うものとする。

2 通信制の学科においては、前項に掲げる授業のほか、第十三条第一項の方法による授業(以下「遠隔授業」という。)を加えて行うことができる。

(通信制の学科における全課程の修了要件)

第三十七条 通信制の学科における全課程の修了の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 当該通信制の学科に修業年限の年数以上在学し、次のイ及びロに掲げる課程

の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数以上を修得すること

イ 高等課程又は一般課程 十三単位に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数(当該単位数が二十三単位を下回る場合に
あつては、二十三単位)

ロ 専門課程 十七単位に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数(当該単位数が三十単位を下回る場合にあつては、三十
単位)

二 百二十単位時間に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の対面授業を履修すること

**専修学校設置基準第 12 条第 1 項の規定に基づき、専修学校
が履修させることができる授業について定める件
(平成 18 年文部科学省告示第 24 号)(抄)**

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、専修学校において、対面授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

- 一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室又はこれに準ずる場所(専修学校設置基準第十四条の規定により授業科目を履修させる場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。) において履修させるもの
- 二 毎回の授業の実施に当たって設問解答、添削指導、質疑応答等による指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する生徒の意見の交換の機会が確保されているもの

厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)(抄)

(厚生科学審議会)

第8条 厚生科学審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 厚生労働大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。
 - イ 疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術に関する重要事項
 - ロ 公衆衛生に関する重要事項
 - 二 前号ロに掲げる重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。
 - 三 厚生労働大臣又は文部科学大臣の諮問に応じて保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の学校又は養成所若しくは養成施設の指定又は認定に関する重要事項を調査審議すること。
 - 四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)、検疫法(昭和26年法律第201号)及び生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 前項に定めるもののほか、厚生科学審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他厚生科学審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

厚生科学審議会令(平成12年政令第283号)

内閣は、厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

(所掌事務)

第1条 厚生科学審議会(以下「審議会」という。)は、厚生労働省設置法第八条第一項に規定するもののほか、がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和三年法律第六十号)の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第1条の2 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第2条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

(委員の任期等)

第3条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第5条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
予防接種・ワクチン分科会	一 予防接種及びワクチンに関する重要事項を調査審議すること。 二 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
生活衛生適正化分科会	一 <u>生活衛生関係営業に関する重要事項を調査審議すること。</u> 二 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第百六十四号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 三 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が指名する。

3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。

4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は臨時委員のうちか

ら分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(部会)

第6条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長(分科会に置かれる部会にあつては、分科会長)が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会(分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。)は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

- 第7条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)

第8条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、厚生労働省大臣官房厚生科学課において総括し、及び処理する。ただし、予防接種・ワクチン分科会に係るものについては厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課において、生活衛生適正化分科会に係

るものについては厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課において処理する。

(雑則)

第10条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 (令和五年八月三〇日政令第二六三号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、令和五年九月一日から施行する。

厚生科学審議会生活衛生適正化分科会所掌事務

1 生活衛生関係営業に関する重要事項を調査審議する

- 2 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第58条第2項の規定により審議会の権限に属せられた事項を処理すること
 - （1）生活衛生同業組合が定める適正化規定の認可・変更・取消しに関すること。（法第9条第1項、第11条第1項、第2項関係）
 - （2）生活衛生同業組合連合会が定める適正化基準の認可・変更に関すること。（法第55条関係）
 - （3）全国生活衛生営業指導センターが定める標準営業約款の認可・変更に関すること。（法第57条の12第1項関係）
 - （4）厚生労働大臣が定める公正な競争状態の判断基準に関すること。（法第9条第4項関係）
 - （5）厚生労働大臣が行う料金又は営業方法の制限に関する勧告、命令に関すること。（法第56条の6第1項、第57条第1項関係）
 - （6）厚生労働大臣が定める振興指針の策定に関すること。（法第56条の2第1項関係）

厚生科学審議会運営規程

(平成13年1月19日 厚生科学審議会決定)

厚生科学審議会令(平成12年政令第283号)第10条の規定に基づき、この規程を制定する。

(会議)

第1条 厚生科学審議会(以下「審議会」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員に通知するものとする。

3 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

(審議会の部会の設置)

第2条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に諮って部会(分科会に置かれる部会を除く。以下本条から第4条までにおいて同じ。)を設置することができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、2以上の部会を合同して調査審議させることができる。

(諮問の付議)

第3条 会長は、厚生労働大臣の諮問を受けたときは、当該諮問を分科会又は部会に付議することができる。

(分科会及び部会の議決)

第4条 分科会及び部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

(会議の公開)

第5条 審議会の会議は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第6条 審議会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
 - 二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名
 - 三 議事となった事項
- 2 議事録は、公開とする。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、会長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(分科会の部会の設置等)

- 第7条 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会に諮って部会を設置することができる。
- 2 分科会長は、第3条の規定による付議を受けたときは、当該付議事項を前項の部会に付議することができる。
- 3 第1項の部会の議決は、分科会長の同意を得て、分科会の議決とすることができる。
- 4 分科会長は、必要があると認めるときは、2以上の部会を合同して調査審議させることができる。

(委員会の設置)

- 第8条 部会長は、必要があると認めるときは、部会に諮って委員会を設置することができる。

(準用規定)

- 第9条 第1条、第5条及び第6条の規定は、分科会及び部会に準用する。この場合において、第1条、第5条及び第6条中「会長」とあるのは、分科会にあつては「分科会長」、部会にあつては「部会長」と、第1条中「委員」とあるのは、分科会にあつては「当該分科会に属する委員」、部会にあつては「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(雑則)

- 第10条 この規程に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の運営に必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。**

厚生科学審議会生活衛生適正化分科会運営細則

(令和六年五月十五日 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会長決定)

厚生科学審議会運営規程(平成十三年一月十九日厚生科学審議会決定)第十条の規定に基づき、この細則を制定する。

(議事)

- 第一条 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会長(以下「分科会長」という。)は、必要があると認めるときは、厚生科学審議会生活衛生適正化分科会(以下「分科会」という。)に属する委員、臨時委員及び専門委員(以下「委員等」という。)以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 2 委員等は、分科会長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、厚生科学審議会令(平成十二年政令第二百八十三号)第七条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したものとして取り扱う。

(専門委員会)

第二条 分科会に、その所掌事務について特に専門的な調査を行う必要があるときは、その定めるところにより、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に属すべき委員等は、分科会長が指名する。
- 3 専門委員会に委員長を置き、当該専門委員会に属する委員等の互選により選任する。
- 4 委員長は、当該専門委員会の事務を掌理する。
- 5 委員長に事故があるときは、当該専門委員会に属する委員又は臨時委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 厚生科学審議会令第七条第一項及び第二項並びに前条の規定は、専門委員会の議事に準用する。

(会議の公開)

第三条 会議は公開とする。ただし、委員長が必要と認めたときは非公開とすることができる。

(議事録)

- 第四条 議事録は公開とする。ただし、委員長が必要と認めたときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 2 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、委員長

は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。

- 3 専門委員会の資料は公開とする。ただし、委員長が必要と認めたときは、資料を非公開とすることができる。

(報告)

第五条 専門委員会で検討した事項は分科会へ報告するものとする。

(庶務)

第六条 専門委員会の庶務は厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課において処理する。

(雑則)

第七条 この細則に定めるもののほか、分科会又は専門委員会の運営に必要な事項は、分科会長又は委員長が定める。

厚生科学審議会生活衛生適正化分科会 理容師・美容師専門委員会運営要綱

令和六年六月十八日

厚生科学審議会生活衛生適正化分科会運営細則（令和六年五月十五日厚生科学審議会生活衛生適正化分科会長決定）第七条の規定に基づき、この運営要綱を制定する。

（目的）

第一条 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会運営細則第二条第一項に基づき設置された厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会（以下、「専門委員会」という。）については、厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）、厚生科学審議会運営規程（平成十三年一月十九日厚生科学審議会決定）及び厚生科学審議会生活衛生適正化分科会運営細則に定めるもののほか、本要綱に基づき運営を行う。

（所掌）

第二条 専門委員会は、理容師制度及び美容師制度のあり方等に関する事項について審議する。

附則

（施行日）

本要綱は、令和六年六月十八日から施行する。